

# 令和8年第2回安平町議会定例会会議録（第4号）

令和8年3月10日（火曜日）午前10時00分開会

- 1 招集年月日 令和8年3月10日（火曜日）
- 2 招集の場所 安平町議会議場
- 3 出席議員（9名）  
議席番号  
1番 工藤 秀一      2番 米川 恵美子      3番 小笠原 直治  
4番 鳥越 真由美      7番 三浦 恵美子      8番 箱崎 英輔  
9番 内藤 圭子      11番 梅森 敬仁      12番 多田 政拓
- 4 欠席議員（1名）  
10番 高山 正人
- 5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者  
町長 及川 秀一郎  
教育長 井内 聖  
代表監査委員 小川 誠一
- 6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者  
副町長 田中 一省  
総務課  
総務担当課長 岡 康弘      情報担当課長 池田 恵司  
政策推進課  
まちづくり担当課長 山口 崇      企画財政担当課長 木林 一雄  
税務住民課  
税務戸籍担当課長 奥田 浩司      生活環境担当課長 佐々木 智紀  
産業振興課  
産業振興担当課長 森池 和哉  
建設課  
土木公園担当課長 塩谷 慎嗣      施設担当課長 伊藤 富美雄  
健康福祉課  
国保介護担当課長 阿部 充幸      健康福祉担当課長 小板橋 憲仁  
水道課  
水道担当課長 谷村 英俊      下水道担当課長 佐々木 貴之  
住民サービス課 兼 商工観光課  
総合支所長 村上 純一
- 7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会

社会教育担当次長 渡 邊 匡 人 学校教育担当次長 佐々木 英 生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 石 塚 一 哉 主 幹 鈴木 慎 二

○ 議 事 日 程 （第4号）

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第1	議案第21号	令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第2	議案第22号	令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第3	議案第23号	令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第4	議案第24号	令和8年度安平町水道事業会計予算について
日程第5	議案第25号	令和8年度安平町下水道事業会計予算について
日程第6	意見案第1号	高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書（案）について
日程第7	意見案第2号	非核三原則の堅持と法制化を求める意見書（案）について
日程第8		議員派遣の件について
日程第9		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第10		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第11		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第21号 令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名し、2日目以降の会議録署名議員の欠席届出に伴い、さらにもう1名を追加指名した。

3 番	小笠原 直 治	
10 番	高 山 正 人	
1 番	工 藤 秀 一	(追加指名)

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 議題第21号

○議長（多田政拓君） 日程第1、議案第21号 令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第21号朗読

議案第21号

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和8年度 安平町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度安平町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ843,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは、令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和8年度国民健康保険事業特別会計予算については、平成30年度からの北海道広域化により保険給付費は北海道からの交付金で賄われ、国民健康保険事業費納付金は国保税及び保険基盤安定負担金などの一般会計繰入金を財源に北海道へ納めることで安定した事業運営となっております。令和8年度は前年度比マイナス3.99%の減額予算となっております。

それでは歳出の主な内容についてご説明いたします。予算書16ページをお開きください。

17ページにわたる1款総務費1項1目一般管理費は、事務経費や電算処理業務委託料が主なものとなります。2目連合会負担金は説明欄記載のとおりとなります。18ページにわたる2項1目賦課徴収費(1)賦課徴収事務経費は保険税徴収にかかる事務経費として説明欄記載のとおりとなります。19ページにわたる3項1目運営協議会費は委員9名分の計上となります。

20ページ、2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費から3目審査支払手数料までは医療費の給付に関する予算計上となり、令和4年度から令和6年度の過去3か年の実績を基に算出しております。21ページ、2項1目一般被保険者高額療養費は過去3か年の実績により減額。2目一般被保険者等高額介護合算療養費は前年同額となります。22ページにわたる3項移送費は前年同様科目設定。4項1目出産育児一時金については3件分として計上。

23ページにわたる5項1目葬祭費については12件分として計上。

24ページから25ページにわたる3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分及び2項後期高齢者支援金等分並びに3項介護納付金分までの項目は総額2億4777万4000円を北海道へ納付するための科目で、被保険者の減少により減額となります。納付金については北海道全市町村の医療費推計に基づき北海道から安平町に提示されたものとなっております。

26ページ、4款共同事業拠出金は前年同額となります。

27ページ、5款財政安定化基金拠出金は前年同額となります。

28ページ、6款保健事業費は市町村が実施する医療費削減対策の予算として計上しておりますが、1項1目12節委託料は脳ドック業務を40件分、動脈硬化予防健診業務を15件分として計上しております。10節需用費及び11節役務費はレセプト点検等の適正化対策の経費として計上しております。29ページにわたる2目特定健康診査等事業費は受診率向上に向けて事業を行っているところですが、令和8年度においても引き続き国保連合会との共同事業でAIを活用した受診勧奨業務を実施する予定であります。

30ページから31ページにわたる7款諸支出金1項の各目は過年度還付金及び償還金として計上しております。2項1目一般会計繰出金は一般会計で実施するインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種料の国保被保険者分として繰出すものとなります。

32ページ、8款予備費は前年同額で計上。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、1節から7ページにわたる3節までは一般被保険者の現年課税分として、続く4節・5節、8ページ6節は一般被保険者の滞納繰越分として計上しております。9ページにわたる2目退職者被保険者等国民健康保険税の1節から3節までは滞納繰越分の計上で、科目設定となります。国民健康保険税につきましては被保険者の所得増加により増額となっており、総額で1億7979万7000円、前年度比マイナス6.72%の減額となりますが、保険基盤安定負担金の一般会計繰入金及び基金繰入金と合わせ、北海道から示された納付金を納入できる予算となっております。

続いて10ページ2款道支出金1項1目保険給付費等交付金1節の普通交付金は、医療給付費分として歳出2款保険給付費と同額で計上。2節の特別交付金は医療費削減対策等の経費として交付されるもので、保険者努力支援分・特別調整交付金は前年同額として計上。道繰入金は財源調整のため減額。特定健康診査等負担金は受診勧奨対策業務実施のため増額となっております。2項1目財政安定化基金交付金は、科目設定。

11ページ、3款繰入金1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分及び2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は保険税の軽減補填分として国・道から一般会計に交付を受けた額に町負担4分の1を加算した

額を繰入れており、過去3か年の実績を基に算定しております。3節未就学児均等割保険税繰入金から12ページにわたる8節産前産後保険税繰入金までは説明欄記載のとおりとなります。同じく12ページ、2項1目として新たに国民健康保険給付費等支払準備基金繰入金を計上しております。国民健康保険税の資産割廃止による減収分を補うものです。

13ページ、4款繰越金は科目設定。

14ページから15ページ、5款諸収入は各目において前年同額での計上となります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は歳出からページごとに行います。歳出16ページをお開きください。  
16、17ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ18、19ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 19ページの上の段の国民健康保険運営協議会委員の部分ですが、予算を決定される前に協議会でどのような意見が委員の方々から出たか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。  
○国保介護担当課長（阿部充幸君） 今回は令和8年1月16日に開催していただき、保険税の税率改正の概要の部分を説明し、基本的には案で示した保険税の改正。あと予算案についても特段異論は無いという回答を受けています。  
今後の見通しについてですとか委員の方から、ちょっと不安だというお話もありましたが、基金がある程度積み上がってしまっていて、そういった意味では安心だねという話を承っています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ20、21ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ22、23ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ24、25ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ26、27ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ28、29ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 28ページの6款1項1目の健診管理事務経費の部分で、昨年確か特定健診システム保守点検業務委託料があったと思うのですが、この点検は毎年行うものではないのか、それとも何か違う要因があるのか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらの部分については、保守が必要無いものだったということで削除しています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では今後も必要の無いものという理解してよろしいですか。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） そのとおりです。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ30、31ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ32ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。  
5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

[三浦議員 挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 5ページの国民健康保険税のところ、税制が大きく変わったことによる周知についてどうしていくかを一般質問でも取り上げさせていただいたのですが、この周知方法に関して、例えばあびらチャンネルで番組を制作して何回かに分けてお伝えすることができるのかどうか、検討の余地があるかどうか伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） 周知方法は今のところは納入通知書でお手紙を被保険者全員に入れるのと、あとは保険証の更新の時に入れる部分が2回あります。あとは広報周知をします。  
あびらチャンネルの方も、せっかくこういったシステムがありますので、前向きに検討していきたいと考えています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ7、8ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ9、10ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ11、12ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ13、14ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ15ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第2 議題第22号

○議長（多田政拓君） 日程第2、議案第22号 令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第22号朗読

議案第22号

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和8年度 安平町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。この会計は保険料と保険基盤安定繰入金を財源として北海道後期高齢者医療広域連合へ納付金を収めることが主なもので、その他事務費等の歳出に伴う交付金を計上する予算となります。

はじめに歳出をご説明します。9ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費(1)総務一般事務経費は資格確認証の更新や保険料の納入に係る事務経費となります。

10ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料収入と保険基盤安定繰入金を加えた額の計上となります。

11ページ、3款保健事業費1項1目保健衛生普及費は脳ドック健診の委託料で20件分の計上となります。

12ページ、4款諸支出金1項の各目は前年同額を計上。

13ページ、5款予備費についても前年同額の計上としております。

続いて歳入をご説明します。5ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料1項1目1節現年分は北海道後期高齢者医療広域連合の定めた率により計上したもので、保険料率の改定等により4404万2000円増額となっております。

6ページ、2款繰入金1項1目一般会計繰入金は事務費分と保険基盤安定繰入金で構成され、保険基盤安定分については低所得者の保険料軽減額影響分として補填されるものです。

7ページ、3款諸収入及び8ページ4款繰越金については科目設定としております。

以上で説明を終わります、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は歳出からページごとに行います。歳出9ページをお開きください。

9ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ10、11ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ12、13ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり歳入に移ります。  
5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

(三浦議員 挙手)

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 5ページの後期高齢者医療保険料の保険料率の改定について、どのように改定されたか伺います。

[奥田税務戸籍担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長(奥田浩司君) 令和8年が保険料の改定の年でして。先月あたりに示されたのですが、所得割で11.61%、均等割で5万9963円。もう一つが子育て支援分が0.28%で均等割が1364円。合計して所得割が11.89%、均等割が6万1327円となっていて、令和6年、2年前と比べて所得割が0.1%の増、均等割が8374円の増となっています。

[三浦議員 挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) こちらは全被保険者に対して変わってきて、全被保険者の保険料が上がっていくということによろしいでしょうか。

[奥田税務戸籍担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長(奥田浩司君) 議員お見込みのとおりです。

[三浦議員 挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちらの周知に関しても、個別に通知をされる以外に何かお考えがあるか伺います。

[奥田税務戸籍担当課長 挙手]

- 議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 保険料の改定は2年ごとに行っているのですが、まず道の方で例えば新聞とかテレビ等々で放映するとお聞きしています。また、国保と同じようになりますが、被保険者については納付書でお知らせしたいと考えています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[三浦議員 挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 1点目は昨年確認した部分の引き続きですが、医療の窓口の負担2割の関係で、軽減措置も終わったかと思うのですが、その後影響が出ているかどうか、受診控えなど影響が出ているのかということと。  
あと先ほどの保険料率が変わったことによる周知方法をどうするかの確認をさせていただいたのですが、こちらもちよっと難しいのかな、はっきりどう変わったか被保険者の皆さんに伝わるかどうかという心配があるのですが、その点について伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 2割負担の措置と、3000円までという措置が無くなりまして。そこで給付費を調べてみたのですが、今直近の決算で令和5年と令和6年を比較した部分で、令和6年度は1億2210万7780円の給付費が支払われていまして、差引1083万399円増となっていますので、今のところその措置が無くなったことに対して受診控え等は無いと考えています。

後期の保険料の周知方法ですが、これまでも北海道の広域連合の方から本当にわかりやすい保険料改定の部分と保険証更新の部分の合わさったお手紙が来ていますので。それで今まで保険料上がったことがあるのですが大きな混乱はないと聞いています。その他の周知方法の部分については、これは広域連合と確認しながらやらなければならない部分となっていますので、町単独でやるというのは今のところ難しいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 令和5年から6年に関わっては受診控えが無いことが数字で表れたことは安心したのですが、これからのことが心配なので推移を見て何か措置をとることが、広域なのでできないかもしれないですが、そういうことができるかどうか。

あとは周知方法も広域と相談して多分文書来てみて理解できない方もいらっしゃるかもしれないので、何かそういうことができるかどうかお伺いします。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 措置については安平町単独では難しいということですが。2割負担の部分の対策はなかなか難しいと思っています。

あと周知方法ですが、広域と連携する部分もあるのですが。あとやれることと言いますとマイナ保険証の関係で、その周知を昨年老人クラブの例会とか各サロン活動で介護の方の保健師とやろうと思っていたのですが、急遽国の方で方針を変えて、マイナ保険証を持っている人も全て紙の資格確認証を送る措置になったので、そこを中止した部分があつて。今年度は初めて今のところの国の方針としてはマイナ保険証を持っている方には紙の資格確認証は送らないという措置が取られるそうなので、そこで前もって周知をかけようと思っているので。そこで保険料の改定に対して質問があればお答えしようかなという措置はとれるのではないかと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。  
これから議案第22号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第3 議題第23号

- 議長(多田政拓君) 日程第3、議案第23号 令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

- 議長(多田政拓君) 国保介護担当課長。  
○国保介護担当課長(阿部充幸君) 議案第23号朗読

議案第23号

令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算について

令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

(提案理由)

令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

### 令和8年度 安平町介護保険事業特別会計予算

令和8年度安平町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ935,683千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算)

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,877千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により保険事業勘定歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和8年度安平町介護保険事業特別会計保険事業勘定予算についてご説明いたします。本予算につきましては令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の3年目となり、保険料・保険給付費・地域支援事業費等各項目の積算に基づいた予算編成となっております。

はじめに歳出のご説明をいたします。20ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は説明欄記載のとおりとなりますが、(1) 介護保険事業人件費は職員 2 名分の人件費に係る経費となります。21 ページから 23 ページにわたる (2) の介護保険事業事務費は事務経費や会計年度任用職員経費が主なものとなります。2 目連合会負担金は科目設定、26 ページにわたる 2 項 1 目介護認定審査会費は東胆振 3 町で共同設置しております審査会の事務局経費で、会計年度任用職員経費や認定審査会委員報酬等が主なものとなります。25 ページ、2 項 2 目認定調査等費は介護認定調査に係る経費として、3 目認定審査会共同設置負担金は事務局に支払う安平町分の負担金となります。

27 ページ、2 款保険給付費 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から 30 ページ、6 項 1 目特定入所者介護サービス等費までは保険給付費として計上するもので、科目全体で 8 億 3255 万 5000 円となっております。前年度比較で 224 万 3000 円の増となっております、第 9 期計画の見込み量と令和 7 年度の実績を基に計上しております。

31 ページから 32 ページにわたる 3 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 12 節委託料は、新規事業の訪問型短期集中予防サービス事業の委託料、18 節負担金、補助及び交付金は総合事業の実績に基づく計上で、32 ページ、2 項 1 目一般介護予防事業費は介護予防教室委託料等の経費が主なものとなっております。33 ページ、3 項 1 目包括的支援事業・任意事業費 1 節報酬から 4 節共済費までは介護予防計画作成に係る人件費や認知症サポート医の経費を計上しており、7 節報償費は認知症サポーター養成講座の講師謝礼や介護予防教室等への参加に対する行政ポイントの計上。34 ページ、12 節委託料は在宅医療・介護連携の推進及び生活支援体制整備事業等に係る経費が主なものとなります。35 ページ、18 節負担金、補助及び交付金は生活支援体制整備事業に係る新規事業を計上、19 節扶助費は成年後見制度に係る後見人への報酬が主なものとなります。36 ページにわたる 4 項 1 目審査支払手数料は説明欄記載のとおりとなります。

37 ページ、4 款諸支出金 1 項 1 目は前年同額計上。2 目償還金及び 3 目第 1 号被保険者還付加算金は科目設定。38 ページ、2 項 1 目一般会計繰出金は家族介護用品助成事業を一般会計に繰出すもの。

39 ページ、5 款予備費は前年同額で計上しております。

続いて歳入をご説明します 5 ページをお開きください。

1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者介護保険料 1 節現年度分は第 9 期計画に基づく保険料の積算で、対象者の内訳については 7 ページにわたる説明欄に記載のとおりとなっております。2 節滞納繰越分は科目設定です。

8 ページ、2 款分担金及び負担金は介護認定審査会の共同設置負担金として計上しております。

9 ページ、3 款使用料及び手数料は科目設定となります。

10 ページ、4 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は居宅・施設給付費

別の補助率で計上。続く2項1目11ページにわたる2目、3目についてもそれぞれの事業費に対する補助率で積算しております。4目保険者機能強化推進交付金及び5目保険者努力支援交付金については認知症施策の推進やサービス給付の適正化等の事業評価に基づく奨励交付金で、前年同額で計上しております。

12ページ、5款支払基金交付金は説明欄記載のとおりで、歳出2款及び3款の給付費に一定の補助率で交付を受けております。

13ページから14ページにわたる6款道支出金も同様に一定の補助率で北海道より交付を受けております。

15ページ、7款繰入金は1項1目から3目までは保険給付費、地域支援事業経費のそれぞれに対する負担割合で、国・北海道・支払基金からの交付金のほか町負担分を加算して繰入れているものです。16ページ、4目は低所得者の保険料軽減補填分として一般会計に交付を受けた額に町負担分を上乗せして計上しております。5目その他一般会計繰入金は職員給与費2名分と歳出1款の総務費分を繰入るものです。2項1目介護サービス事業勘定繰入金は、この後説明いたします介護サービス事業勘定から地域支援事業費の財源として繰り入れるものです。

17ページ、8款繰越金は前年度繰越金として介護保険料の財源不足を見込み計上しています。

18ページ、9款諸収入1項1目から2項3目までは科目設定。19ページ、4目雑入は説明欄記載のとおりです。

続きまして介護サービス事業勘定予算についてご説明いたします。52ページをお開きください。

1款総務費1項1目総務管理費はケアプラン作成に係るシステム更新で、北海道自治体情報システム協議会への負担金となります。

53ページ、2款サービス事業費1項1目介護予防計画作成事業費は、ケアプラン作成の委託料となります。

54ページ、3款予備費は科目設定となります。

55ページ、4款諸支出金1項1目保険事業勘定繰出金は、先ほど説明いたしました保険事業勘定へ繰出すための計上となります。

次に歳入についてご説明いたします。49ページをお開きください。

1款サービス収入1項1目介護予防計画作成収入は、141名分の計上となります。

50ページ、2款道支出金は歳出1款の事業費に対する補助率で積算しております。

51ページ、3款繰越金は科目設定となります。

以上で説明を終わります。ご審議のうえご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は保険事業勘定の歳出からページごとに行います。20ページをお開き  
ください。20、21ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ22、23ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 22ページの使用料及び賃借料の介護保険事業事務機器  
レンタル料、こちらの内容はどのようなものなのか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。  
○国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらコピー機のレンタル料となります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ24、25ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ26、27ページで質疑はありませんか。  
○7番（三浦恵美子君） 23、24。  
○議会事務局長（石塚一哉君） ページ数がずれてますね。  
○議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。

（議会側 協議）

○議長（多田政拓君） 失礼しました。23、24ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 25ページの2目認定調査費で、団塊の世代が75歳を迎えてそれを過ぎて、認定の件数の推移・傾向について大枠で構いませんので伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） 認定調査等経費の委託料の部分についての質問ということによろしいでしょうか。  
こちらについては基本的には認定調査は包括の職員だったり事務職員が向いて認定調査をしているのですが、札幌の認定調査ですと代行して認定調査してくれる事業所がありますので、そちらに認定調査を頼む場合の予算となっています。件数は42件分を見込んで計上させていただいています。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） そちらの部分は了解しました。ここで聞いても駄目だったのかな。全体的にどういう傾向で、これまで推移しているかというのは、増えてきているとか、要支援が増えてきているとか、要介護が増えてきたとか、そういうことがわかればいいと思ってお聞きしたのですがいかがですか。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） 最近の傾向としては要支援の方が増えている部分と要介護の方が減っていると。ただ被保険者数は高齢者数がどんどん減ってきているので全体的には減ってきていると。割合的には昨年と今年度そんなに変わらないような形で事業を実施できるのではないかと考えています。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ27、28ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29、30ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 32ページの2項1目7節報償費の部分の講師謝礼。こちらはお伺いしていたら申し訳ないですが、どのような内容の講師の方にお支払いする謝礼なのか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） こちら例年ですと地域リハ活動の支援として各地域でサロン活動をする際に理学療法士を派遣してリハ活動していたのですが。それは引き続き今年もやる部分と、ちょっと予算多くなったのは昨年来実施しているシルバーリハビリ体操、あびらシルリハ指導士養成講座、こちらの講師分として今回計上させていただいています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ33、34ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ35、36ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ37、38ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ39ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。  
5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ6、7ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ8、9ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ10、11ページで質疑はありませんか。

[三浦議員 挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 11ページの5目介護保険保険者努力支援交付金ですが、以前令和6年度以降、加点をいただける事業をやって進めてこられたと思うのですが、現在どのような取り組みが行われているか。

先ほどご説明いただいたシルリハの関係もこちらに入ってくるのかどうか伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長(阿部充幸君) こちら認知症の施策とか在宅医療介護連携とか介護予防の部分についても加点ができますので、現在進めている住民主体の介護予防、シルバーリハビリ体操、あとは短期集中予防サービスも始めようとしていますので、その部分でも新たに加点が取れるのではないかと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ16、17ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ18、19ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ保険事業勘定の質疑を終わります。

介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出から質疑を行いますので52ページをお開きください。52ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ53、54ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ55ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑に入ります。

49ページをお開きください。49ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ50、51ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 何点かお聞きしたいと思いますが、まず1点目。毎年確認しているのですが、安平町在宅医療介護連携推進事業の進捗についてをお伺いします。

2点目、先ほどご答弁もあったかと思うのですが、安平町は自立支援等のことを住民主体でやっていくとおっしゃっていただいてシルリハなども進めていると思うのですが、フレイル対策について全体、現状どのように見ているか。フレイル対策としては足腰しゃんしゃん教室は一旦回数を減らしてシルリハに移行していくということだったのですが。利用者含めどのように今のところ検証しているか伺います。

あと3つ目は、9期計画を進めてしばらく経っているかと思うのですが、もしその計画を進める中で見えてきた課題があれば、その点について伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） まず在宅医療介護連携推進事業については、こちらの方も昨年アドバンスケアプランニング、ACPの推進ということで苫小牧東病院から認定看護師さんが来て町民40名ぐらいが関係者含め40名ぐらい参加していたと思うのですが、そこで今後のいろんな考察について理解を深めています。今後についても、このような形で進めていきたいと考えています。

自立支援の関係ですが、これまで介護予防・生活支援に対する取り組みというのは介護の相談を受けて介護認定を実施し、既存のサービスにつなげて生活の不自由さを解消することに重きが置かれてきましたが、今後は何らかの原因で生活機能が落ちかけている高齢者に介護予防・生活支援サービスの短期集中予防サービスを新たに実施して元の生活を取り戻していただくことに挑戦していきたいと考えています。対象者は要支援1から2の認定を受けている方だったり、要支援認定を受けていない方でも生活機能の低下が見られる方が対象になると思います。内容については3か月から6か月の短期間

で集中してアプローチし元の生活を取り戻すための支援、これリーエイブルメントという考えのもとに行っていますが、高齢者の本人のセルフマネジメントの能力の定着を目指し、リハビリテーション専門職による面談中心の支援・コーチングにより自信を取り戻させ、本人の力を引き出すという支援を行います。そして3か月から6か月で卒業ということになるのですが、その取り戻した自信を持続していくためには本人の強みとしての資源、役割だったり、つながり、活動、仕事などをリハビリテーション専門職だけでなく生活支援コーディネーターだったりケアマネがリンクワーカーという形で連携してその資源を引き出して再自立の持続を支援していくということとなっています。取り立てでそうした資源がない方もいらっしゃると思いますので、そのような方には生活支援コーディネーターが創出した地域の社会資源だったり、これから作り出す民間のNPOとか多様なサービスを事業化して地域で自分らしい暮らしを再構築される支援策を考えています。

あと、しゃんしゃん教室は半減して新たにシルリハを始めながら安平町の介護予防を進めていきたいと考えていますが、介護予防にかかる高齢者の支援も健康に無関心の方だったり特定のリスクを持った方を含む集団全体に広く働きかけ、集団全体の健康水準を底上げするということが求められていまして、これが介護予防のポピュレーションアプローチとなっていて、このポピュレーションアプローチの方針に沿って進めていくと。これまでは比較的元気な高齢者の8%のみ、しゃんしゃん教室が安平町の主要なポピュレーションアプローチということだったのですが、住民主体の介護予防事業であるシルバーリハビリ体操というのは集団全体に広く働きかけ、集団全体の健康水準を底上げすることができると思っています。

こういったことが安平町が進めていく道ではないかと考えており、第9期計画もさらにこちらを一部民間にできることは民間で行って、包括だったり専門職がやることというのは高度にいろんな複雑な課題を抱えた方とかに支援していくということですので。元気な方が元気な活動に参加する場合は、なるべく民間の方にお任せしてという方向性も第10期計画に向けて考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目は、そのように進めていただくということでそれをまた検証していただきたいと思います。

2点目ですが、いろいろな事業を考えて頑張ってくださいっているということとはとても理解できました。高齢の方というのは習慣がつくんですね。何曜日の何時にどこに行くんだという習慣がついて、そこに出かけることによって、出かける場所の創出とかができてくるので、その内の一つが足腰しゃ

んしゃん教室だったかなと私は思っています。急に減らすのではなく何か財政上問題があれば財政上安くできるような、そういう措置を考えながら例えばシルリハで学んでくれた方に最初から一人でやってくれは難しいかもしれませんが、そういう方に例えばしゃんしゃん教室の残り2回分を頼んでやってみてもらおうとか何か方法を考えて、急に減らさない方法というのでも考えてもよかったかなと思いました。いろいろ難しいのですが、しゃんしゃん教室について見直して廃止していく時期だと、もしかしたら担当課の方は考えてらっしゃるのかなと思うのですが、高齢者の通いの場の一つとしても考えられるのでぜひ前向きに検討していただけたらと思っています。

あと9期計画を進めて全体の中では特段担当課としては課題が今のところ見つかっていないという認識でいいのか、この点についても伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 9期計画までの課題としては、先程来お話しさせていただいた介護予防の考え方に高齢者の方の生活支援、不便なところを支援していくというところに重きを置き過ぎて、本当は再自立できる方を見過ごしていたのではないかと課題があったので、そこをガラッと変えてやっていきたいと考えています。

その流れでしゃんしゃん教室が半減したと。ただ、半減したとは言っても参加の機会は全く奪っていません。追分地区の方は早来地区にも来られますし、早来地区の方は追分地区の方に行ってしゃんしゃん教室やっていますので。ちょっと会場が狭くて満員になっている部分もあるのですが、今のところは特に大きな問題なく進めています。しゃんしゃん教室も止めるということではなくて高齢者の通いの場の一つ、各自治会のサロン活動とか老人クラブの例会、色んなさまざまな通いの場がある中の一つという位置づけで今後は進めてきたいと言う部分と。

あとはシルバーリハビリ体操指導士がLINEグループで毎日情報を指導士たちがやり取りしながら、指導士会も今年度立ちあがる予定ですので、そこには町がほとんど関与しないで自主的に運営していただいている部分があって、そこは私も本当にすごいなと今感じています。令和8年度のシルバーリハビリ体操指導士会の活躍はすごく期待しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第4 議題第24号

○議長(多田政拓君) 日程第4、議案第24号 令和8年度安平町水道会計予算についてを議題とします。提案説明を求めます。

[谷村水道担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 水道担当課長。

○水道担当課長(谷村英俊君) 議案第24号朗読

議案第24号

令和8年度安平町水道事業会計予算について

令和8年度安平町水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項

の規定により提案するものである。

令和8年度予算の収入合計は4億8726万7000円で、前年度予算対比5462万2000円、12.6%の増となります。また、支出合計は5億4579万7000円で、前年度予算対比3361万円、6.6%の増となります。

それでは予算書表紙、次のページに移ります。

## 令和8年度 安平町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度安平町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| (1) 給水戸数        | 3,540戸        |
| (2) 年間総配水量      | 795,700立方メートル |
| (3) 1日平均配水量     | 2,180立方メートル   |
| (4) 主要な建設改良事業   |               |
| 基幹送水管路耐震化工事調査設計 | 14,410千円      |
| 富岡浄水場改修工事実施設計   | 16,302千円      |
| 富岡浄水場取水井新設工事    | 28,701千円      |
| 北進浄水場非常用発電機更新工事 | 39,930千円      |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益3億9008万6000円。各項は記載のとおりです。

1ページ捲りまして支出、第1款水道事業費用3億6771万6000円。各項は記載のとおりです。

収益的収入及び支出は、年度内における事業運営に係る収入と費用を整理したもので、収入は水道料金や一般会計繰入金など、支出は水道施設の維持管理経費や職員人件費などとなります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額80,900千円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,936千円、当年度損益勘定留保資金

637,731千円、減債積立金7,233千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入 9718万1000円。各項は記載のとおりです。

支出、第1款資本的支出1億7808万1000円。各項は記載のとおりです。

資本的収入及び支出は年度内における資本形成に伴う収支を整理したもので、水道管の敷設に係る工事費や、その財源となる企業債の借入などとなります。

次のページに移ります。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事業。限度額 6540万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、65,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。職員給与費4059万3000円。

次のページに移ります。

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営委業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は114,440千円である。

(たな卸資産額購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,507千円と定める。

令和8年3月5日提出

続いて事項別明細書により説明いたします。21ページをお開きください。

収益的支出1款水道事業費用は3億6771万6000円で、前年度比1616万7000円、4.2%の減額となります。

この内訳としまして1項1目原水及び浄水費は水道の水源から浄水場に係る経費で、浄水場等、水道施設の運転管理経費を計上しており、電気料金・薬品費の高騰により施設の維持管理費が増額していますが、6節委託料、富岡浄水場水源調査業務委託が完了したことにより、前年度比1950万2000円の減額となります。22ページにまたがる2目配水及び給水費は配水管及び給水装置に係る経費で、職員3名分の人件費及び交換用量水器購入費・量水器交換工事費等を計上しておりますが、5節修繕費及び7節工事請負費で計上しています量水器交換工事の台数増加により前年度比1985万2000円の増額となります。23ページにまたがる3目総係費は職員2名分の人件費及び事務経費等を計上しておりますが、23ページ中段12節委託料において、水道ビジョン見直しに係る委託業務が完了したことにより前年度と比較して1742万5000円減額となります。4目減価償却費は建物及び機器類等の固定資産減価償却費を計上しています。5目資産減耗費、24ページの6目その他営業費用は科目設定となります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の償還利息を計上。2目雑支出は科目設定となります。

3項1目過年度損益修正損は科目設定。4項1目予備費は前年同額の50万円を計上しています。

次に20ページに戻りまして収益的収入を説明いたします。

1款水道事業収益は3億9008万6000円で、前年度比532万1000円、1.4%の増額となります。

この内訳としまして、1項1目給水収益は水道料金を計上しており水道使用量の減少を見込み41万7000円の減額。2目その他営業収益は給水工事手数料等を計上しており、JRアパート新設分の減少により98万5000円減額としています。

2項1目受取利息及び配当金は預金利息として10万円を計上、2目補助金は一般会計繰入金として企業債償還金利息分及びスマートメーター購入に係るデジタル活用推進事業費など1766万1000円を計上し、3目消費税及び地方消費税還付金は仕入れ税額が消費税額を上回る事から725万8000円を還付金として計上。4目雑収益は職員人件費及び水道事業会計の経営安定化を図るための一般会計負担金を計上。また、臨空専用水道等給水施設の受託収入を計上し、5目長期前受金戻入は減価償却費に対する戻入分として6919万3000円を計上しています。

以上の結果、収益的収支の差引額2237万円を将来の施設更新に備えるべき財源として留保します。

次に26ページの資本的支出ですが、1款資本的支出は1億7808万1000円で、前年度比4977万7000円、38.8%の増額となります。

1項1目配水設備改良費の主なものとしては、3節委託料は北進浄水場から北進配水池までの送水管耐震化工事に伴う調査設計及び富岡浄水場の改修工事に伴う実施設計、合わせて3071万2000円を計上し、4節工事請負費は町道安平市街北2条線沿いに埋設する配水管新設工事・富岡浄水場の取水井新設工事及び北進浄水場非常用発電機更新工事のほか消火栓4基分の更新工事、合わせて7849万8000円を計上しており、前年比増額の要因となっています。2目営業設備費は、新築等による水道メーター器の新規購入費として323万9000円を計上しています。

2項1目企業債償還金は、平成7年度に借入しました富岡地区拡張事業に係る起債の償還終了により462万6000円減額となります。

次に25ページに戻りまして、資本的収入を説明いたします。

1款資本的収入は9718万1000円で、前年度比4930万1000円、102.97%の増額となります。

1項1目企業債は起債対象事業費の増額により5660万円の増額。

2項1目他会計負担金は一般会計繰入金として4基分の消火栓設置経費及び地方債償還金元金分の財源を計上していますが、償還元金の減額により前年度比729万9000円の減額となります。

以上の結果、資本的収支の差し引きで不足する額は8090万円となり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額993万6000円、当年度損益勘定留保資金6373万1000円並びに減債積立金723万3000円で補填するものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

本会計については収益的支出からページごとに質疑を行います。事項別明細書21ページをお開きください。21、22ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 21ページの原水及び浄水費の委託料に確か昨年、水道施設調査の費用が計上されていたと思うのですが、こちらは毎年かかる費用ではないということなんでしょうか。内容について伺います。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 富岡浄水場にありますが既設の井戸の調査をしたものでして、その既設の井戸が実際に硝酸・亜硝酸・鉄・マンガンが出る井戸なものですから、それが出ない既設の井戸の中で水質が良い所がないか調査したものとなります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ23、24ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 23ページの17節貸倒引当金繰入額。毎年30万で設定されているのですが、この額を決めるにあたってどのような基準で決定しているか伺います。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 貸倒引当金については不納欠損になると想定される額を見込んで予算を計上しているところで、基本的には居所不明で5年間音信が取れないという状況の方を不納欠損という扱いにしているのですが、そういったことを見込んで貸倒引当金を予算として追加するとしています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 23ページの12節委託料ですが。ここの水道メーター検針が昨年度と大して予算と変わっていないということは、スマートメーターの進捗率が止まっているという意味なのでしょうか。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） スマートメーターは広がってはいるのですが、一つのエリアで、例えば北進地区で100件あるなか100件全てがまだスマートメーターが付いていない状況なのです。その100件の中で間空いて30件だけがまだスマートメーターが付いているという状況であると、検針員さんがどこを検針して、ここはスマートメーターだから検針しないと行ったことがなかなか難しい状況でして。スマートメーターは順次付いてはいるのですが、検針は全て行っている状況にしています。

エリア的に、先ほどの例えば北進で100が全部埋まったらその段階では検針が入らないという進め方をしています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ収益的支出の質疑を終わり、収益的収入の質疑を行います。20ページをお開きください。20ページで質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ次に資本的支出の質疑を行います。26ページをお開きください。26ページで質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ資本的支出の審議を終わり、資本的収入の質疑を行います。25ページのお開きください。25ページで質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） まず1点目。未収金が一昨年から増加傾向にあるのですが、この要因としてはこれまでと変わらないものなのかが1点。

あと2点目は、水道ビジョンを策定することを進めていらっしゃるかと思

うのですが、その後の進捗について。料金改定なども絡んでくるかと思うのですが、その点について伺います。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） まず未収金ですが、これまでの答弁と同じく3月末での決算ということで、通常出納整理期間に入ってくるものが入らないということで未収金はどうしても増えてしまう状況になっています。これまでと変わらない答弁となります。

それと水道ビジョンの進捗について、まずこれまでの水道ビジョンの課題でした施設の老朽化対策と人口減少に伴う料金収入の確保、それと水道技術の継承といった課題を解決するとともに、胆振東部地震によって新たに課題となりました安定した水源の確保についても解決策を講じながら現在更新計画とか財政計画についての計画のブラッシュアップを、もう委託の期限が迫っていますのでブラッシュアップしているところです。

今後のスケジュールですが、まずこの水道ビジョンについて水道ビジョンと料金改正を分けて考えていただきたいのですが、まずはこの水道ビジョンについて住民参画に基づきながら議会での説明、それと行革委員会の開催、それとパブリックコメントを実施して水道施設の更新をどのように実施していくのか、水源の確保についてはどのような対策をとっていくのか、また施設の更新に伴う財政収支の見通しについて水道ビジョンの中でどういった計画なんですとの説明をしていきたいと考えています。

その後、パブリックコメントが終了した後に、今度は料金改正の話をもた改めて場を設けていきたいと思っています。こちらはパブリックコメント終了後にこの水道ビジョンを資料として更新計画を実施していく中で財政収支はどうなっていくのか、更新事業を進めるにあたり現状の料金収入だけでは不足する額がいくらなのかといったところを協議して、現状今回の令和8年度予算の中では経営安定化分として9000万円を一般会計から繰入をしている現状を説明して、それを議会、審議会は行革委員会になるのかなと思うのですが審議会そして住民説明会を開催して、料金のいくらまで値上げをするのかといった改正率も含めて協議をしていきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 1点目は了解しました。

2点目、そのように丁寧にやっていただけということで安心はしたのですが、料金改定にあたっては協議で決まったものを急に上げていくのか、そ

れとも激変緩和措置的なものがあるのか、低所得者に対する対応があるのか、その部分も考慮できるのかどうかについて伺います。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） そういったところの協議をする場として、議会だったり審議会だったり住民説明会だったり、そういったことを協議していければと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今ちょうど水道ビジョンの中で広域化っていう言葉が出たので一つ確認させていただくのですが。これが難しいと言いながら、でもその方法も求めていくということでも説明されていたのですが。実際にこの水道の広域化ということが話し合われているのかどうかの確認をお願いします。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 広域化については北海道の方で進めていた経緯がありまして、安平町の中では近隣の自治体と広域によって水を買うということも検討はしてはいたのですが、現状では富岡の方の水質を調査した結果で、水が現状では必要な水質、水質の良い水量が取れる見込みになっていきますので、現状では広域化ということは考えていないというわけではないですが、あくまでも選択肢の一つになっているというぐらいの考え方にはなりません。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 確か去年、富岡の水質を調べているということで、今回調べたら良い水だったのでそれを使えるという目途が立ったという理解でいいでしょうか。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） そうですね。その富岡の水が無ければ実際に震災によって河川水の大雨の時の取水できない期間ができてしまっていましたので、そうなるとう域化という検討も必要だったのかなと思うのですが、富岡の取水が安定した水量が取れるという見込みのおかげでというか、広域化ではなく町単独で取水、水を作ることができると考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 全体的なことなのですが、これから下水道もそうなのではしょうけれども、今までは安い水道・安い下水道を提供する流れできたと思うのですが、これからはどうやって安定していくかという流れが、フェーズがそういう流れになっていると思うんですよね。特に北海道みたいな広大な土地があって人口減少が進んでいるという町レベルで考えると。そう考えると、先ほどの水道料金の話もそうでしょうし、そういうことを水道課としてきちんと話をして広域化の話も先ほど課長の方はまだ余地はあるという話だったので多分これから住民の方との話し合いの中で必ず広域化の話も出てくると思うので。そういうことをもう少し理論武装した方がいいと思いますが、その辺のお考えはいかがですか。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 広域化の検討を無くしているわけではないところはご理解いただきたいと思います。

ただ、広域化のやり方にもよると思うのですが、一つ間違えれば大きな金額の負担金を払っての広域化ということもありますので、それがそうではなくて本当に余っているので安く水を提供してくれるというような広域化があれば、そういった道は探っていきたいと思っています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 胆振東部地震の際に皆さんご承知のとおり、北進の水

源地も大きく被害を受けたという危機感があつて、追分と安平地区の緊急導水管も多額の経費をかけながら結んで安平地区でも一部使っている。富岡の方も広域化に向けて検討もしました。ただそうなった場合の工事費だったり導水管の太さだったりといった多額の経費もかかるということもあったのですが、結果的に地下水で量的にも水質も良いものが出ることに至ったことはあります。いずれにしても今、箱崎議員がおっしゃった合併した町ということで我々の町よりも延長が長い水道または下水道も大きな課題になっているのは報じられているとおりでして。安平町においても昭和40年代に整備していたものを計画的に更新していますが経費も多額にかかっている。当然人口減少はストップしていませんので、そういう意味から言ってもそれぞれの世帯単位の水道料金は、ある程度の値上げについてはやむを得ないと思っています。そこら辺のバランスをどうやっていくのか。広域化によって多額の経費が生じる可能性はあったのですが、そこを抑えていけるという目途が立つということでトータル的に計算していきながらの話にもなっていますが、下水道の方も上・下水道合わせた形での料金の見直しも議論していかなければならないなと思っていますので。理論武装も含めて内部でもさらに検討していきながら、適切な時期に議会の皆様方だったり、審議会だったり、住民にはもちろんですが説明機会を丁寧に行っていきたいと考えています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私たちは今、議会の中で説明を受けているから納得できるのですが、町民の方ですと一般会計からの繰入金をいかに安くしているかはわからないと思うのですよね。そういうことも合わせて、結局一般会計から繰り入れていたら自由にお金を使える額が減っていくわけですから。その辺はなかなかわからないと思いますので、その辺も丁寧に説明していただきたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第5 議題第25号

○議長（多田政拓君） 日程第5、議案第25号 令和8年度安平町下水道会計予算についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木下水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 議案第25号朗読

議案第25号

令和8年度安平町下水道事業会計予算について

令和8年度安平町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和8年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

令和8年度 安平町下水道事業会計予算について提案説明を致します。

令和8年度予算の収入合計は10億3736万6000円で、前年度予算対比8335万7000円の減額、率で7.4%の減となります。また、支出合計は10億7277万6000

円で、前年度予算対比7328万9000円の増額、率で6.4%の減となります。  
それでは予算書1ページ。

## 令和8年度 安平町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度安平町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積

公共下水道事業 182.0ha、特定環境保全 公共下水道 143.9ha

(2) 処理人口

公共下水道事業 3,197人、特定環境保全 公共下水道 2,372人

(3) 年間総処理水量

公共下水道事業 329,343m<sup>3</sup>、特定環境保全 公共下水道244,431m<sup>3</sup>

(4) 建設改良費

公共下水道事業 113,300千円、特定環境保全公共 下水道 25,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益5億7477万円、各項は記載のとおりです。

支出、第1款 下水道事業費用5億8560万円、各項は記載のとおりです。収益的収入及び支出は年度内における事業運営に係る収入と費用を整理したもので、収入は下水道使用料や一般会計繰入金など。支出は下水道施設の維持管理経費や職員人件費等となります。2ページ。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する24,580千円については当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,596千円及び当年度分損益勘定留保資金11,984千円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入4億6259万6000円、各項は記載のとおりです。

支出、第1款資本的支出4億8717万6000円、各項は記載のとおりです。資本的収入及び支出は年度内における資本形成に伴う収支を整理したもので、

下水道施設整備に係る工事費や、その財源となる企業債の借入等となります。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、安平町早来浄化センター外建設工事委託に関する協定（公共）、期間 令和9年度 限度額 227,600千円。

事項、安平町早来浄化センター外建設工事委託に関する協定（特環）、期間 令和9年度 限度額 179,000千円。

この事項欄記載工事は令和8年度から2年間で予定しており、早来浄化センター自家発電設備等の電気設備工事、また追分浄化センターの最終沈澱池設備の機械設備工事等をストックマネジメント支援制度で改築更新するもの。3ページ。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業限度額1億9810万円。起債の方法・利率・償還の方法は記載のとおりです。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、158,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費3869万9000円。

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は147,655千円である。

令和8年3月5日提出

続いて事項別明細書により説明いたします。26ページをお開きください。

収益的支出、1款下水道事業費用は5億8560万円で、前年度比7181万1000円、10.9%の減額となります。

この内訳としまして1項1目管渠費は、技術系職員人件費3人分、管路施設の修繕費、下水道台帳データベースシステムに係る経費等の計上となります。6節委託料測量調査設計及び施設維持補修委託料等により前年度費1722万1000円の減額となります。27ページ、2目下水道処理場費は各浄化センターの備品・燃料費・修繕費のほか施設運転維持管理費・施設維持補修材料費の計上により前年度比727万8000円の増額となります。27ページから29ページにわたる3目総係費は事務系職員1名分の人件費及び事務経費等を計上。13節委託料では本会計の決算、次年度予算の点検等を公認会計士事務所への支援業務等の計上となります。また、15節負担金は上下水道料金システム利用負担金や水洗化工事に伴う改造補助金の計上となります。29ページ4目減価償却費は下水道管路及び処理場等の有形固定資産減価償却費を計上しています。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還利息を計上。2目消費税及び地方消費税は消費税還付を見込みとした科目設定としています。3目雑支出及び3項特別損失についても科目設定としています。4目予備費については前年同額の50万円を計上しています。

次に24ページから25ページにわたる収益的収入を説明いたします。

1款下水道事業収益は5億7477万円で、前年度比7772万9000円、11.9%の減額となります。

この内訳としまして1項1目下水道使用料は下水道使用料金を計上しており、下水道使用水量の増加を見込み28万9000円の増額。2目他会計負担金は、早来処理区での雨水管路整備に伴うもので一般会計からの繰入が認められているものです。3目その他営業収益は排水設備指定店登録に係る手数料及び排水設備工事の申請・検査手数料の計上となります。2項2目他会計負担金は説明欄記載の職員人件費に係るもの及び起債償還利子の計上となります。3目他会計補助金は下水道事業会計の経営安定化を図るため一般会計からの補助金、4目雑収益は科目設定のため、6目長期前受金戻入は支出の減価償却費に対し充てる戻入分として2億7973万1000円を計上しています。

次に31ページの資本的支出ですが、1款資本的支出は4億8717万6000円で、前年度比147万8000円、0.3%の減額となります。管渠建設費1節委託料では、修繕工事に伴う家屋調査や事業計画期間延伸及び計画整備面積拡大に向けての委託業務の計上。2節工事請負費は早来・追分地区での公共ますの設置工事及び本管修繕工事、また昨年度債務負担行為を行い実施の早来地区マンホ

ールポンプ所機器改築更新工事最終年の計上となります。2目処理場建設費委託料は日本下水道事業団に委託の早来・追分両浄化センター自家発設備等の改築更新工事委託料の計上となります。

2項1目企業債償還金は過年度の企業債借入に伴うもの、また、一般会計の財政負担軽減のため借入している起債償還元金の償還となります。

次に30ページ、資本的収入を説明いたします。

1款資本的収入は4億6259万6000円で、前年度比562万8000円、1.2%の減額となります。

1項1目企業債は起債対象事業費の減額により7920万円の計上。2目資本費平準化債は一般会計の負担軽減のため企業債の元利償還金に充てる財源として1億1890万円を計上しております。

2項1目国庫補助金は補助対象事業に対しての交付金。2目他会計補助金は一般会計からの下水道事業に係る不足財源の計上となります。

3項1目受益者負担金は早来・安平地区に係るもの。2目受益者分担金は追分地区に係るものとなります。

4項1目他会計負担金は起債償還元金の計上で、一般会計からの繰入金として2億670万円の計上となります。

以上の結果、資本的収支の差し引きで不足する額は2458万円となり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1259万6000円、当年度分損益勘定留保資金1198万4000円で補填するものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

本会計については収益的支出からページごとに質疑を行います。事項別明細書26ページをお開きください。まず、26ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ27、28ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ収益的支出の質疑を終わり、収益的収入の質疑を行います。24ページをお開きください。24、25ページで質疑はありません

か。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ次に資本的支出の質疑を行います。31ページをお開きください。31ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ資本的支出の質疑を終わり、資本的収入の質疑を行います。30ページをお開きください。30ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[三浦議員 挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 下水道事業の部分はビジョンが出されて行政報告でも報告されたと思うのですが、ご説明受けていたら申し訳ないですが、こちら水道ビジョンより先に下水道ビジョンが出された理由について伺います。

[佐々木下水道担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 下水道担当課長。

○下水道担当課長(佐々木貴之君) 下水道事業のビジョン、経営戦略の策定については令和6年度。水道事業に関しては7年度に作成しているのですが、下水道の前の年に1年先に出来たというのは公会計に合わせた形で、経営的なもの、そちらの方を整理しましょうということで令和6年度に委託を開始したと。料金に関してはこれまでも説明していますが、水道と合わせた形でのスケジュール的なものについては合わせた形でやっていきたい考えです。

[三浦議員 挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 料金改定に関して、水道と一緒に全部上がるとそちらも大変だと思うので、水道でもお話したとおり両方とも合わせて何か急に上

がらない措置をとるとか、町民の皆さんの声をよく聞いてから進めていかれると思うのですが、そのようなものも協議の場に持っていけるのか。多分両方上がるとかなり、今でも高いって感じている町民の方結構いらっしゃるのでその辺のご配慮をいただけるか伺います。

〔佐々木下水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 料金の激変緩和措置については以前にもお話あったかと思うのですが。それで料金がいくら、下水道使用料がいくらというのはこの段階では申し上げることはできないのですが。先ほど水道の方でも説明があったとおり今後の住民説明会とかパブコメも含めて全員協議会、議会も含めて説明はしていかなければならないのですが。

ただ、今回の下水道ビジョン、経営戦略でまとめた制度の中ではそこで料金は確定していませんが、一応道筋というか整理の一つの仕方としては今赤字の部分全部を持っていくものではなくて、現在の物価高騰といったものも作成の時から一応配慮してやってきていますので、今後の説明会とかでもその辺についてはきちんと丁寧に説明しながら料金改定に向けてやっていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11時51分

---

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて、会議を開きます。

---

◎ 日程第6 意見案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第6、意見案第1号 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書（案）についてを議題とします。  
事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（石塚一哉君） 意見案第1号朗読

意見案第1号

高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書(案)について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明に寄らせていただきます。

なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

### 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書(案)

わが国の社会保障制度において、高額療養費制度は重篤な疾患や長期療養を余儀なくされる患者が家計を破綻させることなく安心して医療を受けられるための「命綱」であり、セーフティーネットの根幹を成すものです。

しかしながら、政府は2025年3月に凍結した高額療養費制度の限度額引き上げを2026年8月に自己負担限度額を一律引き上げた上で、2027年8月には現在4つに分けられている所得区分を13区分に細分化して、限度額を更に引き上げようとしています。例えば、年収650万円～770万円の区分では月額上限が現行8万100円から11万400円へと、約3万円(37%)も引き上げられるなど、全ての所得区分で大幅な負担増が計画されています。

物価高騰が国民生活を直撃し実質賃金が低迷するなか、病気による休業や所得減少に苦しむ患者にさらなる負担を課すことは治療断念や受診抑制を招くことが強く懸念されます。また、外来事例の見直しやOTC類似薬の追加負担導入など、国民負担の連鎖は国民の生存権を脅かす事態と言わざるを得ません。

よって国においては、誰もが必要なときに安心して医療を受けられる社会を維持するため、高額療養費の負担上限引き上げを中止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年3月5日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

同僚議員の皆様におかれましては、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず、本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

[箱崎議員 挙手]

○議長(多田政拓君) 箱崎議員。  
○8番(箱崎英輔君) 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書案に対し反対の立場から発言させていただきます。

はじめに言っておきたいのは、この意見書に全面的に反対というわけではありません。国が進める8月実施の段階的なものに関して多くの議論が必要であると思います。透析や癌治療など医療費が嵩む状況にある方、高額医療費控除を見込んでこれまで民間の保険に入らなかった人など急に足場を踏み外されたように感じるでしょう。そのような小さき声、力なき声に耳を傾けることは必要不可欠だと思います。このような中で病気になった時にお金の心配をせずに治療が受けられる高額療養費制度はまさに私たちの命を守る最後の砦です。

しかし、だからこそ今のまま負担は据え置き、給付は維持という姿勢を続ければこの制度そのものが遠くない将来にパンクしてしまうことも考えられ

ます。将来を担う若い世代や子育て世代の現状を見てください。物価が上がり、給料もやっと上がりだした中で毎月の給料明細から引かれる社会保険料は年々重くなっています。誰の負担も増やさないとすることは、そのツケを全て今一生懸命働いている現役世代やこれから大人になる子どもたちに押しつけることに他なりません。今回の見直しは一律の引き上げだけでなく、所得を細かく分け、支払う能力のある方には相応の負担をお願いしようというものです。もちろん負担が増えるのは誰もが避けたいところです。しかし、医療技術が進歩し、高額な薬も保険で使えるようになってきました。こうした高度な医療をこれからも町民が受け続けるためには制度の体質改善がどうしても必要です。今の負担を止めることは一見すると住民に優しいようにも見えます。しかし、真に住民に寄り添う政治とは10年後・20年後の安平町の子どもたちが病気になった時にも今と同じように安心して病院にかかれる仕組みを残しておくことではないでしょうか。次世代に破綻寸前の制度を渡すわけにはいきません。その責任を果たすため、私はこの意見書に反対します。

○議長（多田政拓君） 只今、箱崎議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私はこの意見書に賛成の立場で意見を述べます。

今、日本のこの制度は大きな負担もなく安心して病院にかかることができるという制度なわけで、それが今現在病院にかかっている人がこの高額医療の上限引き上げになることで、病院に行くのを控えたり長期通院の方が通院を控えるということにより重篤な状態になっていく心配があります。

また、逆に大きな医療費がそこでかかってしまう心配もあります。このツケを次世代に送ると言いますが、このツケを送らないための予算編成が考えられると思いますので、まずは人々の安心した暮らしを守るためのこの制度を、何とか高額医療の負担を上げないで済むように要望したいと思います。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありますか。反対の方の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第1号、高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対と見なします。それでは意見書案について賛成の

方は起立をお願いします。

(賛成議員起立)

(賛成：米川、小笠原、三浦、内藤)

(反対：工藤、鳥越、箱崎、梅森)

○議長（多田政拓君） 着席ください。只今の起立は4名です。議長を除いた只今の出席議員は8名です。よって賛成と反対が同数ですので議長が本案に対して採決します。

意見案第1号について、議長は可決いたします。

---

◎ 日程第7 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第7、意見案第2号 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（石塚一哉君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

非核三原則の堅持と法制化を求める意見書(案)について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明に寄らせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

### 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書(案)

1967年に佐藤栄作首相が国会で「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を表明し、1971年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議が採択され、その後も度重なる国会決議によって、非核三原則は「国是」として半世紀以上にわたり堅持されてきています。

そうしたもとの「安保三文書」の改訂に向けた議論の開始とともに非核三原則の見直しを検討することは、被爆者のみなさんが自らの体験・証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献してきたことや、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことから許されません。

核兵器が使用されないためには憲法の理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の主導者として核兵器のない世界の実現のために一層の取り組みを行っていくことが不可欠です。

よって政府においては、非核三原則を国是として厳守するとともに法制化を目指すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年3月5日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣

同僚議員の皆様におかれましては、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず、本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

[箱崎議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。  
○8番（箱崎英輔君） 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書（案）について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国が唯一の戦争被爆国として核兵器の無い世界の実現を願い、平和を希求していくことは極めて重要であり、その理念については私も十分に理解するところです。

しかしながら、私が申すまでもなく現在の国際情勢は大きく変化どころか混沌化しており、安全保障環境は厳しさを増す一方です。こうした中で我が国の安全保障政策の在り方については国民の生命と平和な暮らしを守る観点から、国において幅広く慎重な議論が行われるべき課題であると考えます。非核三原則の取扱いや法制化の是非については国の安全保障施策の根幹に関わる問題であり、地方議会として意見書をもって求めることには慎重であるべきと考えます。よって本意見書には賛同致しません。

○議長（多田政拓君） 只今、箱崎議員から本案に反対の発言がありました。  
次に本案に賛成の方の発言を許します。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私は賛成の立場から意見を申し上げます。

今世界のあちこちで紛争というか戦争が起きています。日本にあってもその危機感私は持っています。いろんな国が争いをする中で今まで原爆を行使されたのは日本だけですので、日本はその悲惨さを一番よくわかっているはずにも関わらず、今三原則のなかの一つを、法律を変えようという話があることは承知していますが、ただそれははっきりとまだ国会で取り上げられて決まったわけではないので、今の段階で非核三原則の堅持を求めていくということは大事ではないかなと思います。今の政府は大変大きな民意をいただいて今の政府になっていますが、だからと言って全てをお任せしてはいないと私は思っていないので。日本においても、あれほどの悲惨な戦争を体験して原爆投下による後遺症が未だに背負っている人もいる中で非核三原則の堅持というのは貴重なことだと思いますので。いろんな意見もあることは私も知っています。危ないからこそ三原則の一つは日本にあってもいいのではないかなという意見もありますけども、それを承知の上でそれでもなおかつ三原則は守っていくべきではないかな、それがやっぱり一番日本の国民を守ることになるのではないかなと思っています。戦争体験をしてきてきた、戦後の苦しい時代を生きてきた私としては、決して万が一たったの一つでも戦争に結びつくようなことがあってはならないと思っていますので、これは本当に日本にとっては大事な法律だと思いますので、私はこの意見書には賛成します。

○議長（多田政拓君） 続きまして、反対の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第2号、非核三原則の堅持と法制化を求める意見書（案）についてを採決します。この採決は起立により行います。よって起立しない方は反対と見なします。それでは賛成の方の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：工藤、米川、小笠原、三浦、内藤）

（反対：鳥越、箱崎、梅森）

○議長（多田政拓君） 着席ください。只今の起立、多数です。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第 8

○議長（多田政拓君） 日程第 8、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします、議員の派遣について議員の任期中に急施を要する事件が発生した時は、内容等を勘案のうえ議長において派遣議員を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

---

◎ 日程第 9～11

○議長（多田政拓君） 日程第 9、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第10、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上、3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

---

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年第2回安平町議会定例会を閉会します。ご苦勞様でした。

休会 午後 1時22分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---